募集要項

大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場が行う庁舎における広告スペースの使用に関する募集

大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場が行う庁舎における広告スペースの使用者（以下「広告掲載者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、申し込むこと。

１　施設名及び所在地

施設名　大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場

所在地　大阪府和泉市伏屋町五丁目13番１号

２　募集案件

光明池運転免許試験場庁舎における広告スペースの使用

３　募集物件

広告用モニター

⑴　設置場所

別添１「広告掲載場所（平面図）」のとおり。

⑵　使用方法

ア　広告の掲載方法は、広告用モニターを使用することとし、天井からの吊り下げ式とする。

イ　広告用モニターは、48V～55V型モニターとする。

ウ　広告用モニターの設置が可能なスペースは、広告掲載者として決定された場合、４か所全てのスペースを使用することができる。

エ　広告用モニターについては、最大４か所に設置することができるが、全てのスペースに設置する必要はない。広告効果、視認性等を考慮の上、広告用モニターの設置場所及び広告の掲載数を決定することができる。

オ　広告用モニターの掲載数、掲載場所及び掲載内容については、広告掲載者が任意で決定することとなるが、事前に庁舎管理者の承認を得ること。

カ　広告用モニターの設置数により使用料を増額又は減額することはない。

キ　広告用モニター等を設置する際は、事前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内で使用している電気機器等に影響を与えないようにすること。

ク　事故等の防止のため、広告用モニターは、できる限り高い位置に設置すること。

ケ　広告用モニターは、開庁時間に合わせて、自動的に電源の「入・切」が行えるようにすること。

コ　地震等による落下防止の措置を確実に講じること。

サ　大阪府の責に帰する場合を除き、広告用モニター等に不具合が生じた場合は、広告掲載者の負担により、速やかに復旧作業を行うこと。

シ　配線等を設置する場合の使用可能スペースは、事前に庁舎管理者と調整すること。

ス　稼働時間については、広告掲載者として決定された後、発注者と調整するものとする。

セ　広告用モニターは、画像のみとし、音声出力は認めない。

ソ　広告用モニターの操作に使用するパソコンを設置する場合の使用可能スペースは、別添１「広告掲載場所（平面図）」で示す１階庶務係執務室内とし、最大でW600㎜×D600㎜の設置箇所を許可する。

タ　広告用モニターの操作に使用するパソコンの設置数により使用料を増額又は減額することはない。

⑶　最低使用料

掲載枠		最低使用料（年額）	
		税抜き	税込み
モニター枠	１階・２階・３階フロア　媒体番号①～④	９３５，１００円	１，０２８，６１０円

４　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

⑴　次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
カ　破産者で復権を得ない者
キ　大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けている者

(2)　次のアからケまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）
ア　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
カ　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
キ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
ク　公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
ケ　別添２「光明池運転免許試験場庁舎広告事業実施基準（抜粋）」（以下「広告実施基準」という。）の２（業種又は業者）に定める者

(3)　法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込であること。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(7)　大阪府一般競争入札契約種目「総合広告代行」（種目コード１０６）の登録をしている広告代理店等であること。

(8)　令和５年４月１日から令和８年３月31日までに官公庁または事業所等で継続して１年以上広告事業の実績を有する者

(9)　官公庁において行政財産の使用許可を受け、当該許可に関し取消処分を受けていない者

５　募集条件等

(1)　使用料等
ア　使用許可の期間
使用許可の期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの間とする。
イ　使用料
(ｱ)　大阪府が設定する最低使用料以上で申込みのあった者のうち、最高の応募価格に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）をもって使用料とする。
(ｲ)　消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとする。
(ｳ)　応募価格は、最低年額使用料以上の年額使用料を100円単位（税抜き）で表示すること。
(ｴ)　使用料は各年度毎に、大阪府の発行する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入すること。
(ｵ)　許可期間中に広告スペースの使用を終了した場合、既納の使用料の還付は行わない。ただし、特別な理由があるときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。
ウ　その他必要経費等
(ｱ)　広告用モニター等の設置等に必要な各種手続に要する全ての費用
(ｲ)　広告を掲載するために必要な経費は全て広告掲載者の負担とする。

(ｳ) 広告用モニター設置に係る光熱水費は事業者の負担とし、大阪府の指定する方法・期限までに全額を納入すること。

なお、電気料金の算定は、広告取扱事業者の選択により電力量計（子メーター）（計量法（平成４年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）の設置又は定格消費電力量により毎月行うものとし、電気料金請求額は当該施設の使用電力量と広告用モニターの電力量計（子メーター）又は定格消費電力量から、大阪府警察が定める方法により決定する。

(ｴ) 広告用モニター等が使用する電気量等を計るための子メーターの設置に係る費用。

エ 必須条件

別添２「広告実施基準」を遵守しなければならない。

(2) 使用上の制限

次のアからケまでのことを遵守すること。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

イ 使用期間中に４－(3)にかかる許認可等の取消しを受けないこと。

ウ 営業の権利を第三者に譲渡してはならないこと。ただし、大阪府が認めた場合はこの限りではない。

エ 営業の権利を第三者に転貸してはならないこと。

オ 物品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、庁舎管理者の指示に従うこと。

カ 許可された庁舎内に立入る際は、制服及び名札を着用する等許可者であることが容易に判別できる服装とし、事前に庁舎管理者に示し、承認を受けるものとする。

キ 別添２「広告実施基準」の各号に該当しないこと。（広告掲載後に当該基準に該当した場合又は該当することがわかった場合は、使用許可を取り消す場合がある。

ク 広告内容については、別添２「広告実施基準」に従い、事前に所定の審査等を行うため、掲載しようとする時及び既に掲載している広告の内容を変更しようとする時は、掲載を予定している日の２週間前までに広告内容を大阪府警察交通部運転免許課長に提出すること。また、大阪府暴力団排除条例に基づき、広告主から別添６「誓約書（２）」を徴取し、提出すること。

ケ 広告に使用する被写体、キャッチフレーズ等の文言、その他広告内容を表現するもの等における知的財産権等の法律関係について紛争等が生じないように調整すること。

(3) 維持管理責任

次のアからカまでのことを遵守すること。

ア 広告スペースの使用に係る維持管理については、広告掲載者が行うこと。

イ 広告スペース及びその周辺は、常に衛生面に配意し、適宜清掃を実施するなどして清潔に保つこと。

ウ 備付け設備等は、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。特にトラッキング現象の防止に留意し、万一損害が生じた場合は設置事業者の責任において処理すること。

エ 広告内容等に関し、修正等が必要となった場合は速やかに修正等を行うこと。

オ 広告内容等の問い合わせ並びに苦情については、広告掲載者の責任において対応すること。また、広告掲載者名及び連絡先を明記すること。

カ 広告スペースの使用に係る作業については、作業工程等を事前に庁舎管理者と調整すること。また、作業時には、広告掲載者が責任者である旨を表示し、人的又は物的な損害が生じた場合、広告掲載者の責任において解決すること。

(4) 現状回復

ア 広告掲載者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、満了日等までに速やかに原状回復しなければならない。

なお、原状回復に際し、広告掲載者は一切の補償を大阪府に請求することができない。

イ 原状回復について、汚損、破損等を除き経年の広告掲載により、掲載部分と掲載部分以外との間に自然に生じた壁の色の違いなど、通常の使用において生じたものは含まない。

６ 参考データ

(1) 開庁時間

月曜日から金曜日までの平日（午前７時45分から午後５時30分まで）

なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年１月３日までの間）は閉庁している。

(2) 年間利用者数

約25万人（１日平均：【平日】約1,000人）

７ 応募申込手続

(1) 申込方法（次のとおり応募用紙を持参すること。）

申込受付期間　令和８年11月24日（火）から令和８年12月14日（月）まで
【午前10時～正午、午後１時～午後５時】
なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。
提出先　大阪府和泉市伏屋町五丁目13番１号
大阪府警察本部　交通部　光明池運転免許試験場　庶務係

(2)　必要な書類（各１部　ア～オの各様式は、該当ページをＡ４用紙に印刷して使用すること。）
ア　別添３「光明池運転免許試験場庁舎における広告掲載応募用紙」
イ　別添４「入札参加登録済申告書」
ウ　別添５「誓約書（１）」
エ　別添６「誓約書（２）」
オ　別添７「役員名簿」
※　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。個人の場合は、代表者のみを記載すること。
カ　前記４の（８）にかかる許可書等の写し

(3)　その他
ア　上記、応募書類等に代表者印等の押印は不要である。
イ　上記、応募書類等は必ず封筒に入れ、とじ目を塞ぐこと。また、封筒表面に「広告公募」と朱筆すること。
ウ　郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。
エ　壁面広告、広告用モニターの希望する枠に応募すること。（複数応募可）

８　現地確認
現地確認は、１社につき３名までとする。

(1)　日時
令和８年11月24日（火）から令和８年12月14日（月）までの間
【午後２時から午後４時までの間で、概ね１時間程度】
なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は現地確認の実施を行わない。

(2)　申込方法
現地確認を希望される方は、電話にて申し込むこと。

(3)　申込受付期間等
令和８年11月24日（火）から令和８年12月11日（金）までの間
【午前９時～正午、午後１時～午後５時】
なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。

(4)　申込先
大阪府警察本部　交通部　光明池運転免許試験場　庶務係
電話：０７２５－５６－１８８１（代表）　内線：３１１

(5)　その他
ア　多数の府民が来場していることから、現地確認の際は、写真撮影、録画等はできない。また、確認資料として、別添１「広告掲載場所（平面図）」を持参すること。
イ　業務の都合上、必ずしも希望の日時に現地確認できないことがあるので、申込みの際は、複数の希望日及び時間で相談すること。

９　質問書
この公募に関する質問は、次の方法で行うこと。

(1)　質問受付期間
令和８年11月24日（火）から令和８年12月14日（月）までの間
【午前９時～正午、午後１時～午後５時】
なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。

(2)　質問方法
別添８「質問書」により、ＦＡＸ又は持参すること。
大阪府和泉市伏屋町五丁目13番１号
大阪府警察本部　交通部　光明池運転免許試験場　庶務係
電話：０７２５－５６－１８８１（代表）　内線：３１１
ＦＡＸ：０７２５－５６－８８５０
※　その他の方法による質問については回答できない。

10　広告掲載者の決定等

(1)　広告掲載者の選定

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を広告掲載者の選定対象とする。

(2)　広告掲載者の決定

広告掲載者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が掲載枠ごとに設定した最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とする。

なお、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募者立会のもと、くじにより選定する。

※　最低使用料未満の価格での応募は無効となる。

(3)　広告掲載者の公表

広告掲載者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府警察ウェブサイトに事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載する。

(4)　その他

設置事業者の決定は、令和９年２月１日（月）の予定である。

11　使用許可申請の手続き

(1)　方法等

広告掲載者に決定した者は、次の期間内に提出書類を持参すること。

手続き期間　令和９年２月１日（月）から令和９年２月12日（金）まで

【午前10時～正午、午後１時～午後５時】

なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。

提出先　大阪府和泉市伏屋町五丁目13番１号

大阪府警察本部　交通部　光明池運転免許試験場　庶務係

(2)　提出書類

登記事項証明書、住民票及び納税証明書は発行後３ヶ月以内のものとすること。

ア　法人個人共通

・　行政財産使用許可申請書

・　府税事務所等が発行する納税証明書「府税(全税目)及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないことの証明書」

イ　法人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の３(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書)」

・　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ　個人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の２(所得税及び復興所得税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書)」

・　住民票（個人番号記載のないもの）の写し

12　広告掲載者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載者としての決定を取り消す。

(1)　正当な理由なくして、指定する期限までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2)　広告掲載者が応募者の資格を失った場合又は、４の(3)にかかる許認可等を得られなかった場合

13　その他

(1)　使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担とする。

(2)　当該行政財産使用許可期間中に、未設置の期間が生じても、提案された年額使用料を納付することになる。

(3)　本募集要項に定める使用許可期間内に自己都合等により使用許可を辞退した場合は、次回実施する同施設での広告スペースの使用に係る公募参加資格を失う。

募集に関する問合せ先

大阪府警察本部　交通部　光明池運転免許試験場　庶務係　担当：池添

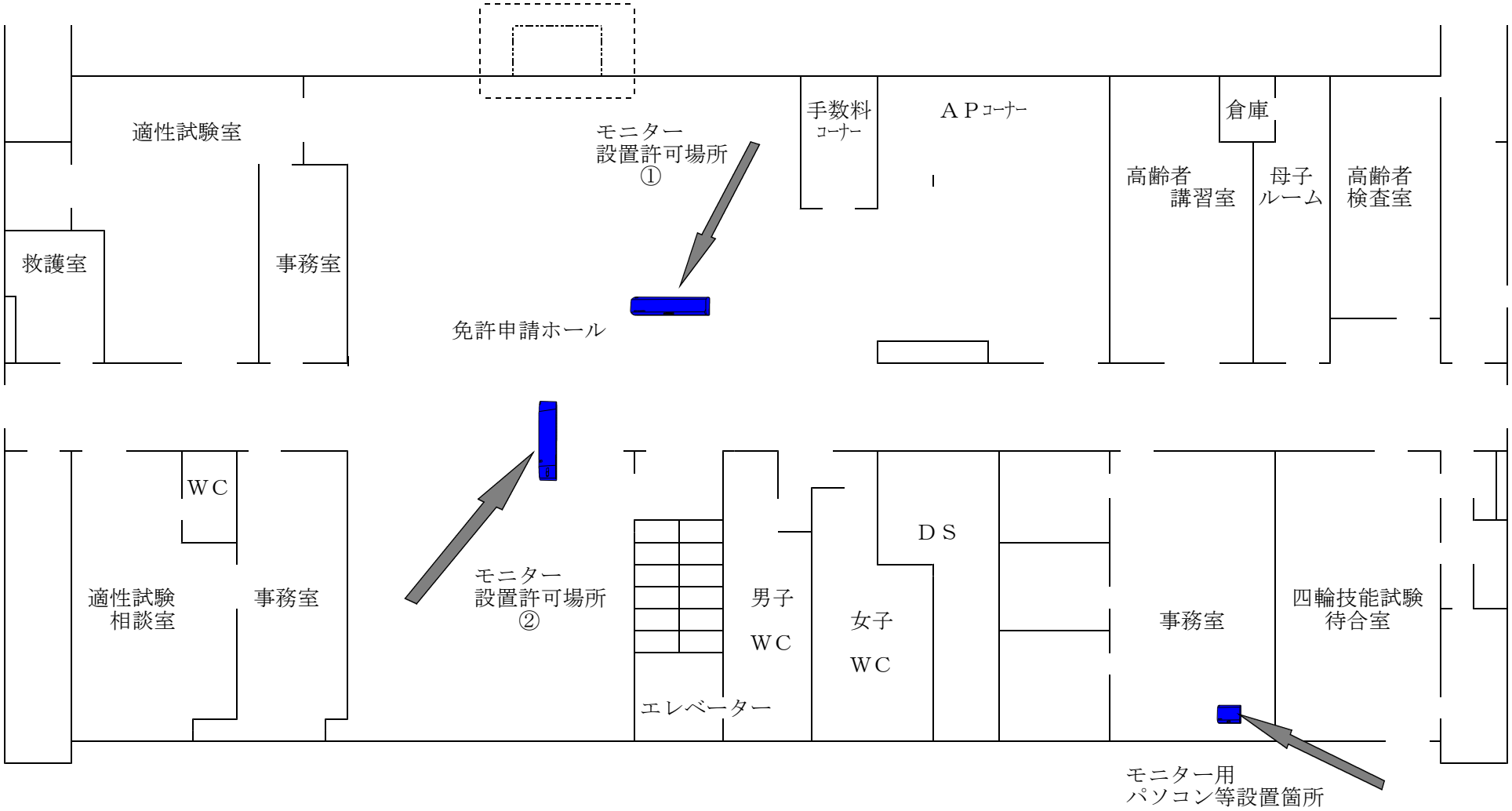
大阪府和泉市伏屋町五丁目13番１号

電話：０７２５－５６－１８８１（代表）　内線：３１１

ＦＡＸ：０７２５－５６－８８５０

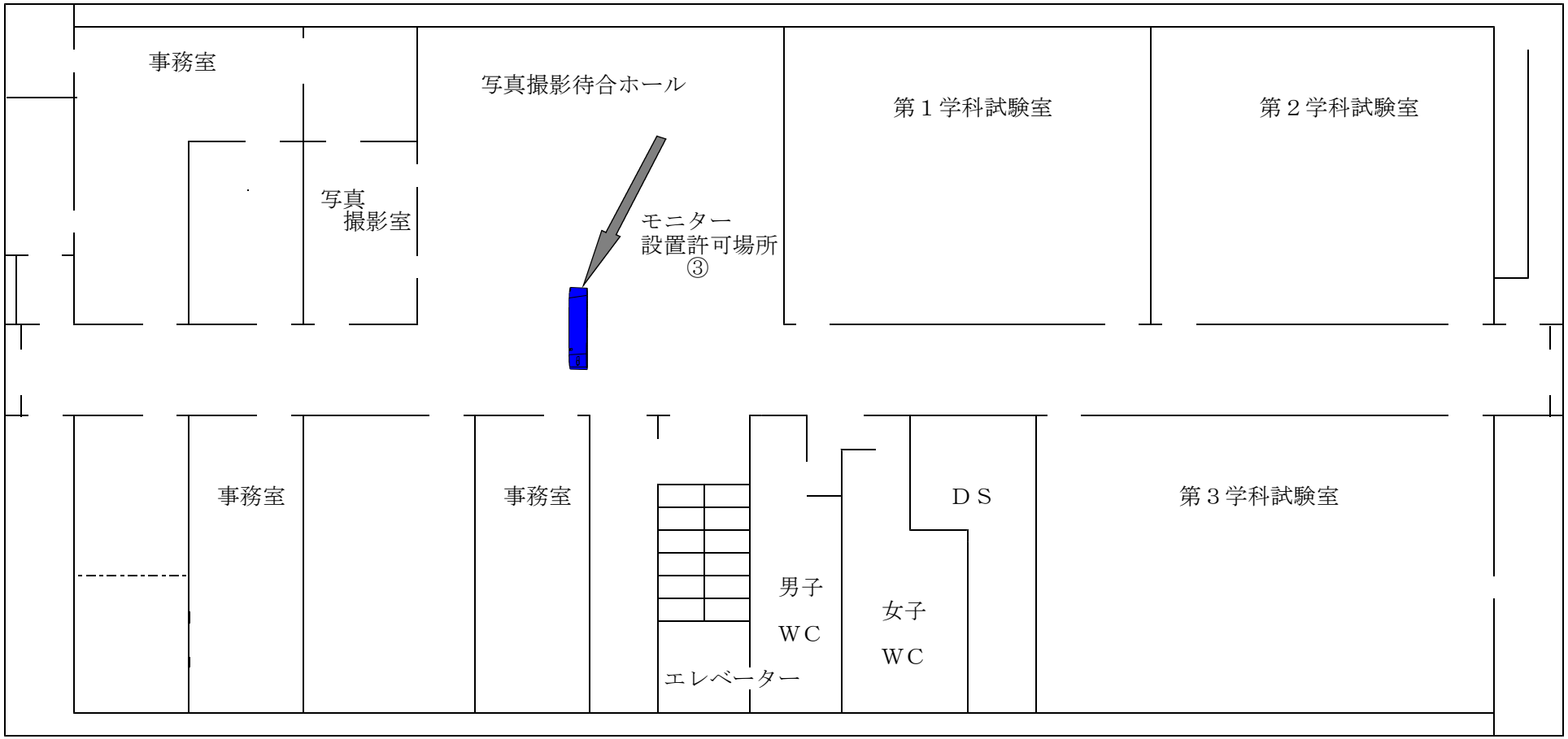
別添１

広告掲載場所
１　階　平　面　図　　１／３ページ



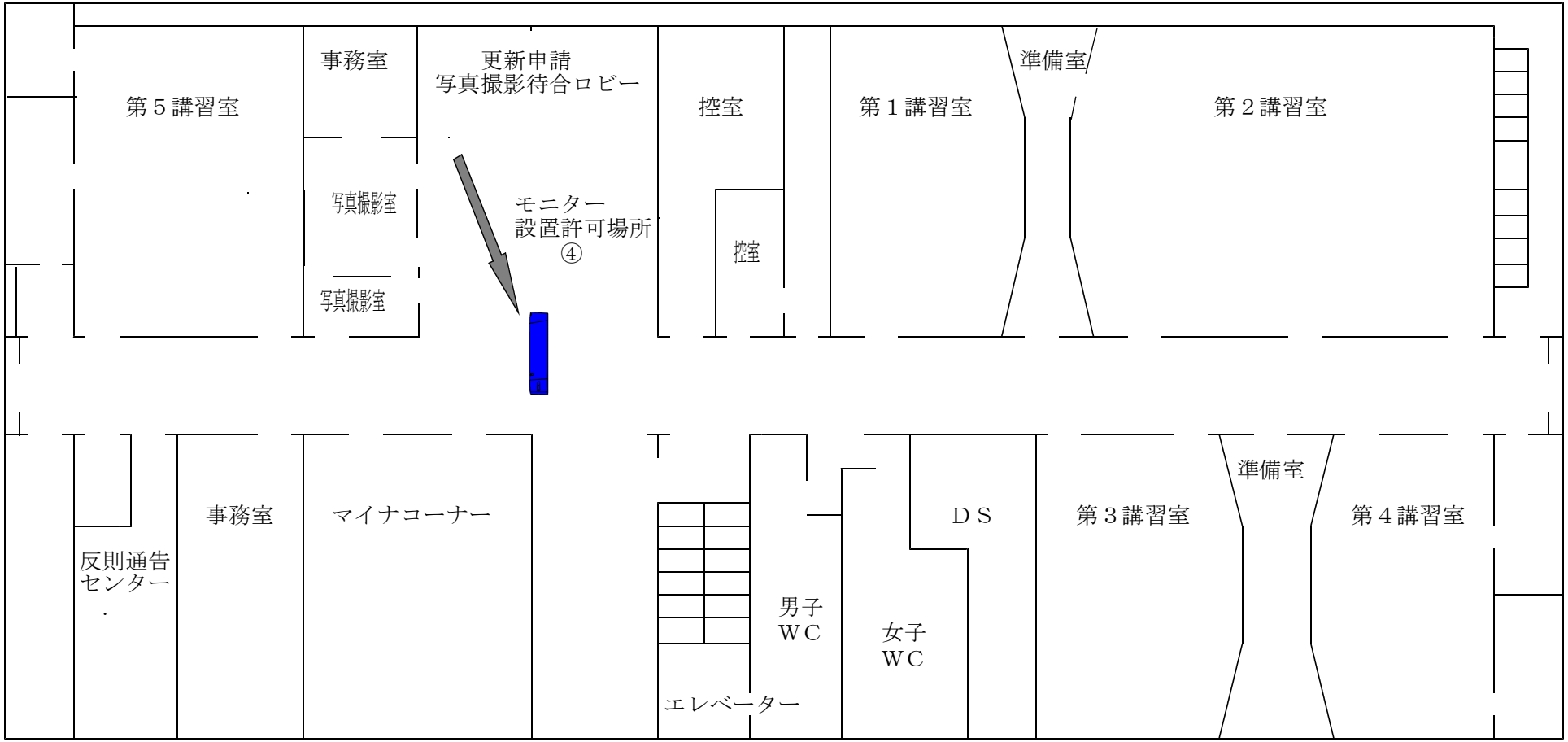
別添１

広告掲載場所
２　階　平　面　図　　２／３ページ



別添１

広告掲載場所
３　階　平　面　図　　３／３ページ



別添２

光明池運転免許試験場庁舎広告事業実施基準（抜粋）

１　省略

（業種又は業者）

２　次の業種又は業者の民間公告（以下「広告等」という。）は掲載しない。

なお、すでに広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2)　たばこ又は酒類に係るもの

(3)　ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）

(4)　興信所、探偵事務所等に係るもの

(5)　法律の定めのない医業類似行為を行うもの

(6)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業等に該当するもの

(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者によるもの

(8)　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業に係るもの

(9)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員によるもの

(10)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条に規定するインターネット異性紹介事業に係るもの

(11)　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引並びにこれらに類する取引きに関する業務に係るもの

(12)　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は再生手続中のもの

(13)　府の入札参加停止措置若しくは入札参加除外措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの

(14)　国又は地方公共団体に許可された行政財産の使用許可に関し、自らの責に帰すべき事由により当該許可について取り消し等、処分を受けたことのあるもの

(15)　前記(14)のほか、応募期間の初日前１年間において、当該許可を自己の都合により辞退したことのあるもの

(16)　法令等に基づき、営業停止等の重大な不利益処分を受けているもの

(17)　自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜しているもの

(18)　その他、警察施設に広告を掲載する事業者として不適切と認められるもの

（掲載基準）

3　次の内容の広告等は掲載しない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア　法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの

イ　その他法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3)　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ア　人種、性別、障がい等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれのあるもの

イ　他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれのあるもの

ウ　他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

エ　その他他の者の人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4)　政治性のあるもの又はそのおそれのあるもの

ア　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ　政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(5)　宗教性のあるもの又はそのおそれのあるもの

宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(6)　社会問題についての主義主張

ア　個人又は団体の意見広告

イ　社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(7)　個人の氏名広告

個人若しくは団体の名刺広告又はこれに類するもの

(8)　当該広告の内容を、府警察が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(9)　公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(10)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア　広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

イ　性的感情を著しく刺激するもの

ウ　犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

エ　粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(11)　消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの

ア　実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）

イ　その他消費者に誤認されるおそれのある表示

ウ　著しい射幸心をあおる表示、表現又は内容のもの

(12)　前記(1)から(11)までに掲げるもののほか、掲載するものとして妥当でないと認められるもの

ア　府警察の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

イ　占い、運勢判断等、科学的に明確な根拠のないもの又はこれらに類するもの

ウ　銃砲刀剣類その他危険物に関するもの又はこれらに類するもの

エ　医療行為に類似したサービス又は医療品、医療部外品、化粧品及び医療機器に類似した商品に関するもの

オ　二次元コードを記載したもの

カ　広告の大半が外国語の表記であるもの（対応する日本語が併記しているものを除く。）

キ　掲載することが不適当であると審査会が認めるもの

以　上

別添3

光明池運転免許試験場庁舎における広告掲載応募用紙

1　応募価格

枠	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
広告用モニター							0	0

円　（最低使用料：　935,100円）

①　応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を設定してください。
②　応募価格は、広告掲載を希望する枠に100円単位（税抜き）で記入してください。
　注：応募価格（税抜き）に100分の110を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
　　なお、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとします。
③　金額はアラビア数字で記入してください。
④　初めの数字の頭に￥を入れてください。
⑤　金額の訂正は認めません。再作成してください。

2　添付書類

①　別添4「入札参加登録済申告書」
②　別添5「誓約書（1）」
③　別添6「誓約書（2）」
④　別添7「役員名簿」
⑤　官公庁等による使用許可書等の写し（募集要項4－(8)関係）

大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場長　　殿

募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり申し込みます。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名
（法 人 名
　代表者名）

連絡先	担当者氏名
	電 話 番 号
	FAX 番 号

別添4

入 札 参 加 登 録 済 申 告 書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部交通部

光明池運転免許試験場長　殿

（応募者の住所）

（応募者の法人名、代表者氏名）

次のとおり、大阪府一般競争入札契約種目「総合広告代行（種目コード106）」に登録していることに間違いありません。

○　大阪府契約局に登録している「業者番号」

業者番号（右詰めで記入してください。）							

以下には何も記入しないでください。

【事務局使用欄】

別添5

誓　約　書(1)

私は、大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場長が実施する広告スペースの使用事業者の募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　応募申込書の提出に際し、広告スペースの使用事業者の募集要項について十分理解し承知の上で申し込み、参加します。

2　広告スペースの使用事業者の募集要項の「4　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

3　広告スペースの使用事業者の募集要項の各号に掲げられている事項及びこれに基づく庁舎管理者の指示等に対し、遵守できない場合は、当該行政財産使用許可を取り消されても不服を申し立てません。

4　広告スペースの使用事業者の決定に関して、大阪府警察ウェブサイトに決定金額及び事業者の名称を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場長 殿

住　　所

（所在地）

氏　　名

（法 人 名

代表者名）

別添6

誓約書(2)

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

1　私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2　私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場長　殿

令和　　年　　月　　日

申請者
住　所
（所在地）
フリガナ
氏　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　所
（所在地）
フリガナ
氏　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　所
（所在地）
フリガナ
氏　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

別添7

役　員　名　簿

法人名	所在地	役職名	フリガナ 氏　　名	性別	生年月日

※　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。
　　なお、個人の場合は、代表者のみを記載すること。

別添8

質 問 書

令和　　年　　月　　日

大阪府警察本部交通部
光明池運転免許試験場長　殿

（商号又は名称）

（職・氏名）

（TEL）

（FAX）

光明池運転免許試験場庁舎における広告スペースの使用に関する募集にあたり、下記の質問について回答願います。

記

質 問 項 目	内　　容

（注意事項）

① 質問のある方は、本質問書を締切日時までに、大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場庶務係までファックス又は持参して提出してください。
なお、ファックスを使用する場合は、必ず着信の有無を確認してください。

② 本件募集と直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答できません。

【質問の提出先】
大阪府警察本部交通部光明池運転免許試験場庶務係
大阪府和泉市伏屋町五丁目13番1号
TEL 0725-56-1881（内線 311）　FAX 0725-56-8850